

第79期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

場 所

東京都品川区西五反田2丁目14番9号
当社東京本社 3階ホール

目 次

第79期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	23
計算書類	35
監査報告書	43
株主総会参考書類	50

株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 定款一部変更の件
- 第5号議案 剰余金の処分の件
- 第6号議案 定款一部変更の件
(剰余金の処分等の
決定機関に関する変更)
- 第7号議案 剰余金の処分の件
- 第8号議案 自己株式取得の件
- 第9号議案 定款一部変更の件
(自己株式の消却)
- 第10号議案 定款一部変更の件
(政策保有株式の縮減)
- 第11号議案 買収防衛策撤廃の件

(証券コード8118)

2026年6月8日

株 主 各 位

京都市下京区東塩小路高倉町2番の1

株式会社 **キング**

代表取締役社長 木 原 伸 一

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.king-group.co.jp/ir/agm.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田2丁目14番9号 当社東京本社 3階ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 定款一部変更の件
第5号議案 剰余金の処分の件
第6号議案 定款一部変更の件（剰余金の処分等の決定機関に関する変更）
第7号議案 剰余金の処分の件
第8号議案 自己株式取得の件
第9号議案 定款一部変更の件（自己株式の消却）
第10号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の縮減）
第11号議案 買収防衛策撤廃の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を掲載した書面をお送りいたします。
 - ◎株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時00分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時00分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使のご記入方法のご案内

当社は、第79期定時株主総会において、株主様2名より株主提案（第4号議案から第11号議案）をご提案いただいております。

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

つきましては、下記をご参照いただき、議決権行使書へ賛否をご記入ください。

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

当社取締役会はこちらを推奨しております。

会社提案	第1号議案 (株の候補者を除く)	第2号議案	第3号議案	当社取締役会は株主提案に反対しております。 当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
	賛 否	賛 否	賛 否		賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

議決権行使書
株式会社キング 御中
株主総会日 2026年 6月26日

議決権の数 株
株主現在名、別姓別株式 株

私は左記開掲の定時株主総会(議決会または議会の聯合を含む)の議案につき、以下(賛否を○印で表示)の通り議決権を行使いたします。

議決権の数 1票につき1個となります。

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めにご議決権を行使ください。
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://portal.king.jp/>) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

ログイン用QRコード

株式会社キング

株主提案にご賛同される場合（取締役会の意見に反対される場合）は「株主提案」議案（第4号議案～第11号議案）の「賛」に○をご記入ください。

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景として、景気は緩やかな成長の動きが見られましたが、一方で、資源価格や原材料価格の高止まりに伴う物価上昇が継続し、実質的な購買力の伸び悩みから個人消費には力強さを欠く状況が続きました。加えて、海外経済の減速懸念などもあり、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、生活防衛意識の高まりによって慎重な購買姿勢が継続する中、気温変動の大きい天候要因の影響を受け、季節商材の販売は総じて不安定に推移するなど、厳しい経営環境が続きました。

このような環境のもと、当社グループでは、「強いものづくり」を基軸に、独自性のある高付加価値商品の徹底追求と高品質・高感度な商品づくりに注力すると共に、「売上高の拡大」を最重要課題として取り組んでまいりました。

具体的には、既存ショップの売上拡大施策やパートナーショップの新規開発を継続すると共に、新たなレディースブランドである「pierre cardin（ピエール・カルダン）」の展開開始等の営業活動を推進してまいりました。

また、在庫コントロールの徹底やプロパー販売強化により収益性の改善に努めると共に、SNSやWebサイト、LINE等を活用したお客様とのコミュニケーション強化によって店頭運営力の向上を図り、固定費を中心とした諸経費の削減や生産管理機能の強化にも努めてまいりました。

その結果、売上高は78億35百万円（前期比4.0%減少）、営業利益は7億90百万円（前期比8.6%減少）、経常利益は9億49百万円（前期比0.6%減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6億25百万円（前期比14.8%減少）となりました。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

アパレル事業

独自性のある高付加価値商品の徹底追求と高品質・高感度な商品づくりに注力し、既存ショップの売上拡大施策の実施や新たなレディースブランドである「pierre cardin（ピエール・カルダン）」の展開、在庫コントロールの徹底やプロパー販売強化等による収益性改善に努めてまいりました。

しかしながら、消費者の慎重な購買姿勢に加え、季節ごとの気候変動の不安定さやブランド再編の影響もあり、売上高は60億50百万円（前期比5.0%減少）となりました。利益面では売上総利益率の改善に努めましたものの、減収による影響が大きく、営業損失は41百万円（前期は営業利益45百万円）となりました。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

テキスタイル事業

企画提案型ビジネススタイルの更なる進化を目指して次世代人材の育成に取り組むと共に、既存主力先の深耕化と次期主力先の開発強化を進め、諸経費の削減にも努めてまいりました。また、引き続き「意匠力・提案力・対応力」をベースに、テキスタイルコンバーターとしての競争力強化に努めてまいりましたが、アパレル各社における慎重な生産数量見直しの影響を受け、売上高は7億68百万円（前期比4.2%減少）、営業利益は32百万円（前期比47.4%減少）となりました。

エステート事業

東京・京都・大阪の各不動産の賃貸事業につきましては、引き続き所有資産の更なる有効活用に努めました結果、売上高は10億15百万円（前期比3.3%増加）、営業利益は8億8百万円（前期比5.5%増加）となり、安定的にグループ収益に貢献いたしました。

（企業集団の事業セグメント別売上高）

区 分	第 78 期 2024年4月～2025年3月		第 79 期 (当連結会計年度) 2025年4月～2026年3月		前期比増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
ア パ レ ル	6,371百万円	78.1%	6,050百万円	77.2%	△5.0%
テ キ ス タ イ ル	802	9.8	768	9.8	△4.2
エ ス テ ー ト	982	12.1	1,015	13.0	3.3
合 計	8,157	100.0	7,835	100.0	△4.0

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は5億16百万円で、主に店頭内装設備及び東京本社、大阪店設備の取得によるものであります。

なお、営業活動に重大な影響を与えるような固定資産の売却・撤去等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善を背景に国内景気は緩やかな成長が期待されますものの、物価上昇の継続による生活防衛意識の高まりや海外経済の減速懸念、不安定な国際情勢の影響等もあり、個人消費の先行きは依然として不透明であり、予断を許さない経営環境が続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様にご納得いただける「強いものづくり」を変わらぬ基軸とし、「上等・上質＝プレミアム」にこだわった独自性のある高付加価値商品の追

求と高品質・高感度な商品づくりに引き続き注力してまいります。

アパレル事業におきましては、ブランド価値の再構築に向けたリブランディングと商品力強化、新ブランドの開発、オペレーションの適正化による利益体質の強化に取り組むと共に、SNS・ECを活用したデジタルマーケティング施策により新規顧客の開拓を進めてまいります。テキスタイル事業におきましては、既存事業の深化、新規販路の開拓、デジタル活用による提案力の強化に取り組み、エステート事業におきましては、計画的なメンテナンス、環境負荷低減、物件開発を進めてまいります。

さらに、グループ全体として、在庫コントロールの徹底やプロパー販売強化による収益性の改善、固定費を中心とした諸経費の削減、生産管理機能の強化に努め、継続的かつ安定的に質の高い事業構造の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 76 期	第 77 期	第 78 期	第 79 期
		2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2025年3月	(当連結会計年度) 2025年4月～ 2026年3月
売 上 高(百万円)		8,422	8,548	8,157	7,835
経 常 利 益(百万円)		1,129	1,060	955	949
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		755	533	733	625
1株当たり当期純利益 (円)		45.34	33.02	45.88	39.17
総 資 産(百万円)		24,608	25,604	25,717	26,746
純 資 産(百万円)		21,084	21,905	22,475	23,122

(注) 第79期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 ポ ー ン	10百万円	100.0%	テキスタイルの卸売
株式会社 エ ス 企 画	10	100.0	アパレル用附属品・販促資材の卸売
株式会社 キングアパレルサポート	10	100.0	企画・販売並びに事務業務の代行等

(注) 当社の連結子会社は上記3社であり、持分法適用会社はありません。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル（レディスアパレル、ファッショングッズ等）、テキスタイル（プリント服地、無地先染服地）の卸売販売及び不動産賃貸事業を行っております。アパレル及びテキスタイルの製造については、当社グループの商品企画に基づき協力メーカー（一部商社経由）に生産を依頼し、それを仕入れております。

(8) 主要な事業所等

会 社 名	区 分	名 称	所 在 地
株式会社 キング	当 社	東 京 本 社 大 阪 店 京 都 本 店 (登 記 上 の 本 店)	東 京 都 品 川 区 大 阪 府 吹 田 市 京 都 府 京 都 市
株式会社 ポーン	子 会 社	本 社 (渋 谷 店)	東 京 都 渋 谷 区
株式会社 エス企画	子 会 社	本 社 (東 京 本 社)	東 京 都 品 川 区
株式会社 キングアパレルサポート	子 会 社	本 社 (東 京 本 社)	東 京 都 品 川 区

(注) 名称の () 内はグループ内における店舗名称であります。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
148名	－	48.8才	14.4年

(注) 上記の他に期中平均50名の臨時従業員（店頭販売員等）を雇用しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	280百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 95,572,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 24,771,561株 |
| (3) 株主数 | 2,311名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
LNS MANAGEMENT PTE.LTD.	1,493千株	9.37%
一般財団法人 山田育英財団	1,152	7.23
株式会社 中央倉庫	1,014	6.36
キング共栄会	978	6.13
有限会社 ワイ・エンタープライズ	800	5.02
山田幸雄	752	4.72
株式会社 三菱UFJ銀行	750	4.70
株式会社 京都銀行	740	4.64
日本生命保険 相互会社	503	3.16
MNインターファッション 株式会社	475	2.98

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式8,828千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 譲渡制限付株式報酬制度の対象者への割当てにより、自己株式は30千株減少しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

2025年7月9日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月8日付で取締役（社外取締役を除く）3名に対し自己株式20千株の処分を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長CEO	山 田 幸 雄	アパレル事業本部長 兼 東京本社店長
代表取締役社長COO	木 原 伸 一	
取 締 役 副 社 長	長 島 希 吉	CPグループ 正大光明集団有限公司上級顧問
取 締 役	澤 田 眞 治 郎	
取 締 役	藤 井 卓 也	
常 勤 監 査 役	坂 入 吾 一	公認会計士 平居公認会計士事務所所長
監 査 役	平 居 新 司 郎	
監 査 役	浅 見 雄 輔	弁護士 あさみ法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役 澤田眞治郎氏、藤井卓也氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 平居新司郎氏、浅見雄輔氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 平居新司郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 浅見雄輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2025年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時をもって、取締役 四反田孝は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取 締 役	177	145	12	4	16	6
監 査 役	20	20	—	—	—	3
合 計 (社外役員)	198 (22)	165 (22)	12 (—)	4 (—)	16 (—)	9 (4)

- (注) 1. 上記には、2025年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とし、固定報酬としての基本報酬に加え、業績連動報酬として短期インセンティブ報酬である業績賞与、中長期インセンティブ報酬である譲渡制限付株式報酬で構成しており、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみとしております。

監査役の報酬等の額については、固定報酬（基本報酬）のみとしております。

当社の役員の報酬等の額は、2007年6月28日開催の当社定時株主総会において承認された限度額（取締役の報酬額 年額240百万円、監査役の報酬額 年額45百万円）の範囲内で合理的な報酬額を決定することを基本方針としており、決議時における取締役の員数は7名、監査役の員数は4名であります。

なお、当社は2024年6月27日開催の当社定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内（株式数の上限70千株以内）と決議されており、決議時における対象取締役の員数は3名であります。

(基本報酬)

当社の役員の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役及び監査役それぞれの担当役割、職位、個人別の目標達成度に対する評価等を総合的に勘案した設計にて決定しております。

(業績賞与)

業績連動報酬である業績賞与は、連結営業利益目標の達成度合いに応じて支給することを基本方針とし、業績や経営環境を勘案した上で個人の職位・職務に応じた業績目標達成への貢献度の評価に基づく業績連動報酬として業績賞与を決定し、毎年、一定の時期に支給しております。

取締役の個人別の報酬額については、取締役の各役位別取締役の基本報酬を基準として算定した額を取締役会の一任を得た代表取締役会長の山田幸雄と代表取締役社長の木原伸一が社外取締役との協議結果を踏まえて決定しております。

なお、これらの権限を代表取締役に委任した理由は、代表取締役が当社を取り巻く経営環境を熟知しており、会社全体の業務を俯瞰しつつ、総合的な視点から各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

(譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、前事業年度の業績目標達成率等を評価基準として設定し、各役位別取締役の基本月額報酬をベースとした基本基準額により付与株式数を算定することとしており、具体的な支給時期等については取締役会にて決定しております。

但し、選任された定時株主総会終結の後から最初に到来する定時株主総会の終結の時までに当社の取締役を退任した場合には、正当と認める理由がある場合を除き、付与した譲渡制限付株式の全てを会社が無償取得することとしております。

取締役の報酬の構成割合については、当社の経営戦略、事業環境、職責、インセンティブ報酬の目標達成度等を総合的に勘案して適切に設定しております。

② 決定方法

取締役の報酬につきましては、中期経営計画及び単年度業績計画の達成状況及び経営内容、経済情勢等を総合的に考慮した上で審議プロセスの客観性、透明性を高めるために社外取締役との協議結果を踏まえて、株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された総額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役、社外監査役の各氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び「重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	他 の 法 人 等 の 兼 任 状 況
取 締 役	藤 井 卓 也	CPグループ 正大光明集団有限公司上級顧問であり、当社と各法人等との間には取引関係はありません。
監 査 役	平 居 新 司 郎	平居公認会計士事務所所長であり、当社と平居公認会計士事務所との間には取引関係はありません。
監 査 役	浅 見 雄 輔	あさみ法律事務所パートナーであり、当社とあさみ法律事務所との間には取引関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	澤 田 眞 治 郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	藤 井 卓 也	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	平 居 新 司 郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査役会8回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役	浅 見 雄 輔	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査役会8回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

22百万円

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

22百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動憲章」を定める。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議すると共に、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。さらに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置すると共に、「経営危機管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、外部環境、海外商品調達、及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

ロ) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催する他、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行うものとする。

ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定めるものとする。

ハ) 年度事業計画並びに中期経営計画等、経営計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役、監査役、執行役員及び各事業部門長により構成される経営会議において、原則として月1回各事業部門より業績のレビューを受けると共に、必要に応じて各

- 部門の課題とその改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。
- 二) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期を1年としている。なお、当社は、経営意思決定・監督機能と業務執行責任の明確化を図ると共に、その機能の強化・迅速性を実現し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入している。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社は同規程に基づき、子会社の経営成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を行う。
- ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「経営危機管理規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を確保する。
- ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重すると共に、定期的に行われる関係会社会議等を通して互いの連携を密にし、事業活動の円滑化を図り効率化を確保する。
- 二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループ全体の取締役及び使用人が法令・定款を遵守するために定める「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動憲章」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図ると共に適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、賃金は、監査役と事前に協議を行い同意を得た上で決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - ロ) 当社グループの取締役及び使用人が上記 イ) の報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。
 - ハ) 監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うものとする。
 - ニ) 監査役は、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
 - ホ) 監査役の職務執行について生ずる費用等の支払いに備え、毎年一定額の予算を設けると共に、監査役が当該費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、職務執行上必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。その旨を「キンググループ行動規範」に定め、反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用を実施しております。当社グループの「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社グループでは「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動憲章」並びに「キンググループ行動規範」を制定しており、入社時の教育実施、及び全社員を対象とした「コンプライアンスセミナー」を毎年実施し、法令、定款を遵守し、倫理を尊重した行動ができるようにする取組みを継続的に行っております。また、「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの重要な問題を審議すると共に、コンプライアンス体制の維持・向上に努めております。

② 損失危機の管理

損失危機の管理につきましては「危機管理委員会」を年2回定期的に開催し、各担当部門より「経営危機管理規程」に基づくリスクについて報告・対策を行い、リスクの低減・回避に向けて速やかに適切な対応策を実施すると共に、報告・対策の内容については取締役会へ報告しております。

③ 取締役の職務の執行

取締役会におきましては、定例及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款その他社内規程に定められた事項を決議すると共に企業戦略・事業計画等の方向性を決定しております。また、取締役、監査役、執行役員及び事業部門長で構成される経営会議におきましては、経営の基本政策及び経営方針に係わる事項、並びに各部門の重要な業務執行案件についての審議を行い、業務執行に対する具体的な対応策を決定しております。

④ 内部監査

財務報告に係る内部統制の整備・運用状況につきましては、当社内部監査室において会計監査人と連携し、「基本計画書」に基づいたモニタリングを実施し、評価・整備を行い、改善を進めております。内部統制の「基本計画書」の内容については、毎年取締役会の承認を受けると共に、整備・運用評価の進捗状況は担当役員に随時報告しております。

⑤ 監査役の職務の執行

監査役会は監査計画に則り、経営陣に対する業務監査のための情報収集や会計監査のための資料分析を行い、その内容を監査報告として取締役会で意見を述べると共に、経営会議において取締役を含む各事業部門の執行責任者に対し課題を指摘しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、①アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、②ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化したの高品質・高感度な商品開発力、③優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、⑥テキスタイル事業における企画提案型テキスタイルコンバーターとしての競争力、⑦エステート事業における所有資産の更なる有効活用等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

また、当社は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上で、十分な時間を確保することが、株主の皆様のために企業価値向上に関して当社株式の大量買付等を行う者との建設的な対話を行う上でも有効なものになると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、上記方針に基づき、2025年5月15日開催の当社取締役会において、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の導入、変更、継続、廃止及び発動にあたり、株主の意思を法的により明確な形で反映させるべく、2025年6月27日開催の当社定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下、「本プラン」という）の継続を決議いたしました。

なお、2025年6月27日開催の当社定時株主総会において「本プラン」につき、当社株主の皆様のご承認をいただいております。

「本プラン」の概要は以下のとおりであります。

本プランの概要

イ) 本プランの手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続きを定めるものです。

ロ) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第277条以降に規定される）の方法により割当てます。

ハ) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経ると共に、株主の皆様が独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様のご意思を確認するよう勧告することがあります。

ニ) 本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

ホ) 対象となる買付等

本プランは下記 (i) から (iii) までのいずれかに該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為 (ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という) がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者 (以下「買付者等」という) は、予め本プランに定める手続きに従うこととします。

(i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付

(ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(iii) 上記 (i) または (ii) に規定される各行為が行われたか否かに関わらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主 (複数である場合を含みます。以下本 (iii) において同じとします。) との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、若しくはそれらの者が協働ないし協調して行動する関係を樹立する行為 (ただし、当社が発行者である株券等につき、当該特定の株主と当該他の株主の株券等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実が重要な経営課題であることを十分に認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結業績に応じた安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

当社は、安定配当の指標といたしましては、配当性向40%を一つの基準としております。

内部留保につきましては、アパレル事業における商品力・ブランド力の強化、店舗開発、既存ショップの活性化、デジタル施策の強化、生産・在庫管理の高度化や新規事業の検討など、中長期的な収益基盤の強化に向けた取り組みに加え、不動産事業においても、新規物件の取得、保有資産の有効活用および維持・更新を検討してまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目             | (ご参考)<br>前連結会計年度<br>(2025年3月31日) | 当連結会計年度<br>(2026年3月31日) | 科 目                | (ご参考)<br>前連結会計年度<br>(2025年3月31日) | 当連結会計年度<br>(2026年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------|-------------------------|--------------------|----------------------------------|-------------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                                  |                         | <b>(負債の部)</b>      |                                  |                         |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,818</b>                    | <b>11,730</b>           | <b>流動負債</b>        | <b>1,539</b>                     | <b>1,773</b>            |
| 現金及び預金          | 10,718                           | 9,827                   | 支払手形及び買掛金          | 425                              | 452                     |
| 受取手形及び売掛金       | 699                              | 632                     | 有償支給に係る負債          | 39                               | 50                      |
| 電子記録債権          | 7                                | 2                       | 短期借入金              | 380                              | 380                     |
| 商 品             | 1,227                            | 1,099                   | 未 払 金              | 222                              | 292                     |
| 原材料及び貯蔵品        | 39                               | 50                      | 未払法人税等             | 109                              | 257                     |
| そ の 他           | 128                              | 121                     | 未払消費税等             | 22                               | 21                      |
| 貸倒引当金           | △3                               | △3                      | 賞与引当金              | 144                              | 131                     |
| <b>固定資産</b>     | <b>12,899</b>                    | <b>15,016</b>           | 役員賞与引当金            | 15                               | 12                      |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,963</b>                     | <b>9,119</b>            | そ の 他              | 180                              | 176                     |
| 建物及び構築物         | 2,238                            | 2,408                   | <b>固定負債</b>        | <b>1,703</b>                     | <b>1,850</b>            |
| 土 地             | 6,480                            | 6,480                   | 繰延税金負債             | 464                              | 687                     |
| 建設仮勘定           | 10                               | -                       | 長期未払金              | 161                              | 157                     |
| そ の 他           | 234                              | 230                     | 退職給付に係る負債          | 78                               | 5                       |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>146</b>                       | <b>300</b>              | 資産除去債務             | 125                              | 135                     |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,790</b>                     | <b>5,596</b>            | 長期預り保証金            | 872                              | 864                     |
| 投資有価証券          | 3,100                            | 4,665                   | <b>負債合計</b>        | <b>3,242</b>                     | <b>3,623</b>            |
| 長期貸付金           | 1                                | 4                       | <b>(純資産の部)</b>     |                                  |                         |
| 繰延税金資産          | 7                                | 5                       | <b>株 主 資 本</b>     | <b>21,031</b>                    | <b>21,326</b>           |
| 差入保証金           | 468                              | 421                     | 資 本 金              | 2,346                            | 2,346                   |
| そ の 他           | 227                              | 513                     | 資本剰余金              | 8,137                            | 8,151                   |
| 貸倒引当金           | △14                              | △13                     | 利益剰余金              | 13,915                           | 14,252                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>25,717</b>                    | <b>26,746</b>           | 自 己 株 式            | △3,367                           | △3,424                  |
|                 |                                  |                         | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,443</b>                     | <b>1,796</b>            |
|                 |                                  |                         | その他有価証券評価差額金       | 1,400                            | 1,777                   |
|                 |                                  |                         | 退職給付に係る調整累計額       | 42                               | 19                      |
|                 |                                  |                         | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>22,475</b>                    | <b>23,122</b>           |
|                 |                                  |                         | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>25,717</b>                    | <b>26,746</b>           |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

|                 | (ご参考)<br>前連結会計年度<br>(自 2024年 4月 1日<br>至 2025年 3月 31日) | 当連結会計年度<br>(自 2025年 4月 1日<br>至 2026年 3月 31日) |
|-----------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 売上高             | 8,157                                                 | 7,835                                        |
| 売上原価            | 3,469                                                 | 3,296                                        |
| 売上総利益           | 4,687                                                 | 4,538                                        |
| 販売費及び一般管理費      | 3,822                                                 | 3,748                                        |
| 営業利益            | 864                                                   | 790                                          |
| 営業外収益           |                                                       |                                              |
| 受取利息            | 13                                                    | 42                                           |
| 受取配当金           | 65                                                    | 113                                          |
| 有価証券売却益         | 4                                                     | -                                            |
| 仕入引当金           | 7                                                     | 5                                            |
| その他             | 6                                                     | 9                                            |
| 営業外収益合計         | 97                                                    | 170                                          |
| 営業外費用           |                                                       |                                              |
| 支払利息            | 4                                                     | 5                                            |
| その他             | 2                                                     | 6                                            |
| 営業外費用合計         | 6                                                     | 11                                           |
| 経常利益            | 955                                                   | 949                                          |
| 特別損失            |                                                       |                                              |
| 固定資産除却損         | 20                                                    | 15                                           |
| 特別損失合計          | 20                                                    | 15                                           |
| 税金等調整前当期純利益     | 934                                                   | 934                                          |
| 法人税、住民税及び事業税    | 180                                                   | 273                                          |
| 法人税等調整額         | 20                                                    | 35                                           |
| 法人税等合計          | 201                                                   | 309                                          |
| 当期純利益           | 733                                                   | 625                                          |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | -                                                     | -                                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 733                                                   | 625                                          |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |        |         | その他の包括利益累計額             |                         |                           | 純 資 産 計 合 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|--------|---------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自己株式   | 株主資本計 合 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 2,346   | 8,137     | 13,915    | △3,367 | 21,031  | 1,400                   | 42                      | 1,443                     | 22,475    |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |        |         |                         |                         |                           |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △287      |        | △287    |                         |                         |                           | △287      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         |           | 625       |        | 625     |                         |                         |                           | 625       |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △68    | △68     |                         |                         |                           | △68       |
| 自己株式の処分                 |         | 14        |           | 11     | 25      |                         |                         |                           | 25        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |        |         | 376                     | △23                     | 353                       | 353       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | 14        | 337       | △56    | 294     | 376                     | △23                     | 353                       | 647       |
| 当 期 末 残 高               | 2,346   | 8,151     | 14,252    | △3,424 | 21,326  | 1,777                   | 19                      | 1,796                     | 23,122    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社は、株式会社ポーン、株式会社エス企画、株式会社キングアパレルサポートの3社であります。

##### ② 非連結子会社

非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理額

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額を翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① アパレル事業

アパレル事業においては、レディスアパレル・ファッショングッズ等の卸売を行っており、顧客に商品を引き渡す一時点において履行義務が充足される取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。

② テキスタイル事業

テキスタイル事業においては、テキスタイルの卸売を行っており、顧客に商品を引き渡す一時点において履行義務が充足される取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。

### ③ エステート事業

エステート事業に係る売上高は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき売上高を認識しております。

なお、これら顧客との契約において約束された対価は概ね1ヶ月以内に支払を受けており、顧客との契約に重大な金融要素はなく、対価の金額に変動性はありません。

また、有償支給取引においては、有償支給した仕掛品を買い戻す義務を負っており、有償支給した仕掛品について消滅を認識せず棚卸資産として認識しております。なお、支給品の譲渡に係る収益は認識していません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|          | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|----------|---------|---------|
| 商品       | 1,227   | 1,099   |
| 原材料及び貯蔵品 | 39      | 50      |
| 棚卸資産評価額  | 11      | 14      |

### ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報その他の情報

当社は商品の評価について総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げ）により算定しており、当連結会計年度末の正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、当該正味売却価額をもって、連結貸借対照表価額としております。

アパレル事業における商品は主として暦年ごとに「春夏商品」と「秋冬商品」単位で管理しており、シーズン終了後の未販売の商品について、過去の販売実績に基づいた一律評価基準によって正味売却価額の見積りを実施しております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があるため、その見積額の仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額           | 5,964百万円 |
| (2) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 | 58百万円    |

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 24,771,561 | -  | -  | 24,771,561 |

### (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|-------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2025年5月7日<br>取締役会 | 普通株式  | 287             | 18              | 2025年3月31日 | 2025年6月9日 |

### (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2026年5月15日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 286             | 18              | 2026年3月31日 | 2026年6月9日 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に繊維製品の卸売事業を行うために、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券及び長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後1年以内であります。なお、短期借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部と法務審査部が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、基準金利に一定の料率を上乗せする金利での借入を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直ししております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性を連結売上高の2ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、以下の表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、有償支給に係る負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| 区 分         | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|-------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 差入保証金   | 421                 | 416          | △4           |
| (2) 投資有価証券  |                     |              |              |
| 満期保有目的の債券   | 983                 | 956          | △26          |
| その他有価証券     | 3,646               | 3,646        | —            |
| (3) 破産更生債権  | 9                   |              |              |
| 貸倒引当金       | △9                  |              |              |
|             | —                   | —            | —            |
| (4) その他資産   | 4                   |              |              |
| 貸倒引当金       | △4                  |              |              |
|             | —                   | —            | —            |
| 資 産 計       | 5,052               | 5,020        | △31          |
| (1) 短期借入金   | 380                 | 380          | —            |
| (2) 長期預り保証金 | 864                 | 852          | △12          |
| 負 債 計       | 1,244               | 1,232        | △12          |

(注1) 市場価格のない株式等

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 34               |

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-----------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 受取手形及び売掛金 | 632           | —                | —                 | —             |
| 電子記録債権    | 2             | —                | —                 | —             |
| 投資有価証券    |               |                  |                   |               |
| 満期保有目的の債券 | —             | 1,000            | —                 | —             |
| 合 計       | 634           | 1,000            | —                 | —             |

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 短期借入金 | 380           | —                | —                 | —             |
| 合 計   | 380           | —                | —                 | —             |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価（百万円） |      |      |       |
|---------|---------|------|------|-------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券  |         |      |      |       |
| その他有価証券 | 3,646   | —    | —    | 3,646 |
| 資産計     | 3,646   | —    | —    | 3,646 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分        | 時価（百万円） |       |      |       |
|-----------|---------|-------|------|-------|
|           | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券    |         |       |      |       |
| 満期保有目的の債券 | —       | 956   | —    | 956   |
| 差入保証金     | —       | 416   | —    | 416   |
| 資産計       | —       | 1,373 | —    | 1,373 |
| 短期借入金     | —       | 380   | —    | 380   |
| 長期預り保証金   | —       | 852   | —    | 852   |
| 負債計       | —       | 1,232 | —    | 1,232 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

満期保有目的の債券は、取引証券会社から提示された価格を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

差入保証金

これらの時価は、国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期預り保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを、合理的と考えられる利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

#### (1) 賃貸等不動産の概要

当社では、東京都及び京都府等において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビル等を所有しております。

#### (2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

| 連結貸借対照表計上額(百万円) |       |       | 連結決算日における時価<br>(百万円) |
|-----------------|-------|-------|----------------------|
| 当期首残高           | 当期増減額 | 当期末残高 |                      |
| 5,668           | 80    | 5,748 | 14,101               |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

#### 2. 主な変動

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 増加は、賃貸等不動産の取得及び補修等によるもの | 175百万円 |
| 減少は、賃貸等不動産の減価償却等        | 94百万円  |

#### 3. 時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

#### (3) 賃貸等不動産に関する損益

| 賃貸収益<br>(百万円) | 賃貸費用<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) | その他(売却損益等)<br>(百万円) |
|---------------|---------------|-------------|---------------------|
| 1,015         | 206           | 808         | —                   |

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|                 | 報告セグメント |          |         | 合計    |
|-----------------|---------|----------|---------|-------|
|                 | アパレル事業  | テキスタイル事業 | エステート事業 |       |
| 一時点で移転される財      | 6,050   | 768      | —       | 6,819 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | —       | —        | —       | —     |
| 顧客との契約から生じる収益   | 6,050   | 768      | —       | 6,819 |
| その他収益           | —       | —        | 1,015   | 1,015 |
| 外部顧客への売上高       | 6,050   | 768      | 1,015   | 7,835 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,450円37銭

1株当たり当期純利益

39円17銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～50年と見積り、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 当期首残高           | 125百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 22百万円  |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △11百万円 |
| 当期末残高           | 135百万円 |

## 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目               | (ご参考)<br>前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) | 科 目                     | (ご参考)<br>前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                                |                       | <b>(負債の部)</b>           |                                |                       |
| <b>流動資産</b>       | <b>12,003</b>                  | <b>10,968</b>         | <b>流動負債</b>             | <b>1,445</b>                   | <b>1,697</b>          |
| 現金及び預金            | 10,067                         | 9,242                 | 支払手形及び買掛金               | 399                            | 417                   |
| 受取手形及び売掛金         | 589                            | 521                   | 有償支給に係る負債               | 38                             | 49                    |
| 商 品               | 1,223                          | 1,090                 | 短期借入金                   | 380                            | 380                   |
| 前 払 費 用           | 16                             | 19                    | 未 払 金                   | 295                            | 364                   |
| 未 収 入 金           | 76                             | 81                    | 未 払 費 用                 | 19                             | 17                    |
| そ の 他             | 33                             | 16                    | 未 払 法 人 税 等             | 74                             | 237                   |
| 貸 倒 引 当 金         | △3                             | △3                    | 未 払 消 費 税 等             | -                              | 6                     |
| <b>固定資産</b>       | <b>12,926</b>                  | <b>15,042</b>         | 賞 与 引 当 金               | 88                             | 79                    |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>8,961</b>                   | <b>9,118</b>          | 役 員 賞 与 引 当 金           | 15                             | 12                    |
| 建 物               | 2,228                          | 2,400                 | そ の 他                   | 134                            | 132                   |
| 構 築 物             | 9                              | 8                     | <b>固定負債</b>             | <b>1,756</b>                   | <b>1,880</b>          |
| 機 械 装 置           | 0                              | 0                     | 繰 延 税 金 負 債             | 445                            | 679                   |
| 車 両 運 搬 具         | 5                              | 3                     | 長 期 未 払 金               | 161                            | 157                   |
| 工具、器具及び備品         | 226                            | 225                   | 退 職 給 付 引 当 金           | 140                            | 33                    |
| 土 地               | 6,480                          | 6,480                 | 資 産 除 去 債 務             | 118                            | 129                   |
| 建 設 仮 勘 定         | 10                             | -                     | 長 期 預 り 保 証 金           | 889                            | 881                   |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>145</b>                     | <b>300</b>            | <b>負債合計</b>             | <b>3,202</b>                   | <b>3,578</b>          |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 89                             | 297                   | <b>(純資産の部)</b>          |                                |                       |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 43                             | -                     | <b>株 主 資 本</b>          | <b>20,327</b>                  | <b>20,655</b>         |
| そ の 他             | 12                             | 2                     | 資 本 金                   | 2,346                          | 2,346                 |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>3,819</b>                   | <b>5,623</b>          | 資 本 剰 余 金               | 8,137                          | 8,151                 |
| 投 資 有 価 証 券       | 3,100                          | 4,665                 | 資 本 準 備 金               | 8,127                          | 8,127                 |
| 関 係 会 社 株 式       | 38                             | 38                    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 10                             | 24                    |
| 破 産 更 生 債 権 等     | 10                             | 9                     | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>13,211</b>                  | <b>13,582</b>         |
| 差 入 保 証 金         | 468                            | 421                   | 利 益 準 備 金               | 587                            | 587                   |
| そ の 他             | 216                            | 504                   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 12,624                         | 12,995                |
| 貸 倒 引 当 金         | △14                            | △13                   | 別 途 積 立 金               | 10,480                         | 11,280                |
| <b>資産合計</b>       | <b>24,930</b>                  | <b>26,011</b>         | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,144                          | 1,715                 |
|                   |                                |                       | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△3,367</b>                  | <b>△3,424</b>         |
|                   |                                |                       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,400                          | 1,777                 |
|                   |                                |                       | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,400                          | 1,777                 |
|                   |                                |                       | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>21,727</b>                  | <b>22,433</b>         |
|                   |                                |                       | <b>負債及び純資産合計</b>        | <b>24,930</b>                  | <b>26,011</b>         |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目          | (ご参考)<br>前事業年度<br>(自 2024年 4月 1日<br>至 2025年 3月 31日) | 当事業年度<br>(自 2025年 4月 1日<br>至 2026年 3月 31日) |
|--------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 売上高          | 7,283                                               | 7,004                                      |
| 売上原価         | 2,948                                               | 2,763                                      |
| 売上総利益        | 4,334                                               | 4,241                                      |
| 販売費及び一般管理費   | 3,611                                               | 3,546                                      |
| 営業利益         | 722                                                 | 694                                        |
| 営業外収益        |                                                     |                                            |
| 受取利息         | 13                                                  | 40                                         |
| 受取配当金        | 481                                                 | 213                                        |
| 有価証券売却益      | 4                                                   | -                                          |
| その他          | 12                                                  | 12                                         |
| 営業外収益合計      | 511                                                 | 266                                        |
| 営業外費用        |                                                     |                                            |
| 支払利息         | 3                                                   | 5                                          |
| その他          | 2                                                   | 5                                          |
| 営業外費用合計      | 6                                                   | 11                                         |
| 経常利益         | 1,228                                               | 949                                        |
| 特別損失         |                                                     |                                            |
| 固定資産除却損      | 20                                                  | 15                                         |
| 関係会社清算損      | 67                                                  | -                                          |
| 特別損失合計       | 88                                                  | 15                                         |
| 税引前当期純利益     | 1,140                                               | 934                                        |
| 法人税、住民税及び事業税 | 53                                                  | 241                                        |
| 法人税等調整額      | 20                                                  | 33                                         |
| 法人税等合計       | 73                                                  | 275                                        |
| 当期純利益        | 1,067                                               | 658                                        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |              |              |                  |       |              |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|--------------|------------------|-------|--------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |              | 利 益 剰 余 金    |                  |       |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金        | その他利益剰余金         |       | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                         |         |           |              |              | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |       |              |         |             |
| 当 期 首 残 高               | 2,346   | 8,127     | 10           | 8,137        | 587          | 10,480           | 2,144 | 13,211       | △3,367  | 20,327      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |              |              |                  |       |              |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              |              |              |                  | △287  | △287         |         | △287        |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |              |              |                  | 658   | 658          |         | 658         |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |         |           |              |              |              | 800              | △800  |              |         | -           |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |              |              |              |                  |       |              | △68     | △68         |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |           | 14           | 14           |              |                  |       |              | 11      | 25          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |              |              |              |                  |       |              |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -         | 14           | 14           | -            | 800              | △428  | 371          | △56     | 328         |
| 当 期 末 残 高               | 2,346   | 8,127     | 24           | 8,151        | 587          | 11,280           | 1,715 | 13,582       | △3,424  | 20,655      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 1,400            | 1,400                  | 21,727    |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                        | △287      |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        | 658       |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |                  |                        | -         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                        | △68       |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                  |                        | 25        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 376              | 376                    | 376       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 376              | 376                    | 705       |
| 当 期 末 残 高               | 1,777            | 1,777                  | 22,433    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）

ロ. 子会社株式  
移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

商品  
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を翌事業年度より費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑤ その他計算書類作成のための重要な事項

・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① アパレル事業

アパレル事業においては、レディースアパレル・ファッショングッズの卸売を行っており、顧客に商品を引き渡す一時点において履行義務が充足される取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。

② エステート事業

エステート事業に係る売上高は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき売上高を認識しております。

なお、これら顧客との契約において約束された対価は概ね1ヶ月以内に支払を受けており、顧客との契約に重大な金融要素はなく、対価の金額に変動性はありません。

また、有償支給取引においては、有償支給した仕掛品を買い戻す義務を負っており、有償支給した仕掛品について消滅を認識せず棚卸資産として認識しております。なお、支給品の譲渡に係る収益は認識していません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

（重要な会計上の見積り）

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|         | 前事業年度 | 当事業年度 |
|---------|-------|-------|
| 商品      | 1,223 | 1,090 |
| 棚卸資産評価額 | 9     | 11    |

## ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は商品の評価について総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げ）により算定しており、当事業年度末の正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、当該正味売却価額をもって、貸借対照表価額としております。

アパレル事業における商品は主として暦年ごとに「春夏商品」と「秋冬商品」単位で管理しており、シーズン終了後の未販売の商品について、過去の販売実績に基づいた一律評価基準によって正味売却価額の見積りを実施しております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があるため、その見積額の仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 貸借対照表に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 関係会社に対する金銭債権債務 |          |
| 短期金銭債権             | 0百万円     |
| 短期金銭債務             | 79百万円    |
| 長期金銭債務             | 16百万円    |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,952百万円 |
| (3) 有形固定資産の圧縮記帳額   | 58百万円    |

### 5. 損益計算書に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 関係会社との取引高  |        |
| 仕入高        | 221百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 580百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 101百万円 |

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首   | 増 加    | 減 少    | 当事業年度末    |
|-----------|-----------|--------|--------|-----------|
| 普通株式（株）   | 8,775,917 | 83,438 | 30,578 | 8,828,777 |

（注）自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得82,000株、譲渡制限付株式報酬として付与した自己株式の無償取得による増加1,176株及び単元未満株式の買取262株であります。

自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分30,578株による減少分であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |         |
|-----------|---------|
| 貸倒引当金     | 5百万円    |
| 賞与引当金     | 24百万円   |
| 未払事業税     | 20百万円   |
| 未払事業所税    | 1百万円    |
| 退職給付引当金   | 10百万円   |
| 長期未払金     | 49百万円   |
| 投資有価証券評価損 | 107百万円  |
| 電話加入権評価損  | 8百万円    |
| 資産除去債務    | 40百万円   |
| その他       | 36百万円   |
| 繰延税金資産小計  | 306百万円  |
| 評価性引当額    | △164百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 141百万円  |

(繰延税金負債)

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2百万円   |
| その他有価証券評価差額金    | △818百万円 |
| 繰延税金負債合計        | △820百万円 |
| 繰延税金負債の純額       | △679百万円 |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税制の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2百万円増加し、法人税等調整額が2百万円減少しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子 会 社

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称       | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容             | 取引金額 | 科目  | 期末残高 |
|-----|--------------|-----------------------|---------------|-------------------|------|-----|------|
| 子会社 | ㈱キングアパレルサポート | 所有<br>直接 100%         | 業務委託          | 企画・販売等の<br>事務業務委託 | 558  | 未払金 | 64   |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

企画・販売等の事務業務委託料については、両者協議の上、当該契約により決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,407円10銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 41円29銭    |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～50年と見積り、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 当期首残高           | 118百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 22百万円  |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △11百万円 |
| 当期末残高           | 129百万円 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 キング  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 民 子  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 廣 澤 英 明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 キング  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 民 子  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 廣 澤 英 明  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングの2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 キング 監査役会

常勤監査役 坂 入 吾 一 ㊟

監 査 役 平 居 新 司 郎 ㊟

監 査 役 浅 見 雄 輔 ㊟

(注) 監査役平居新司郎及び監査役浅見雄輔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者につきましては、当社グループの事業・経営状況を理解し、事業環境の変化に合わせた経営戦略等を立案すると共に、強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に遂行できる経験と能力を重視して指名しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                         | 略歴<br>(地位及び担当並びに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | やま だ ゆき お<br>山 田 幸 雄<br>(1947年9月18日)                                                                                                                         | 1974年4月 当社入社<br>1978年3月 当社取締役総合開発部次長<br>1981年1月 当社常務取締役管理本部長<br>1983年10月 当社代表取締役社長<br>2018年6月 当社代表取締役会長CEO（現任）                                                                                                                                          | 752,384株    |
|       | 【選任理由】<br>山田幸雄氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の代表取締役社長を務めた豊富な経験と実績、幅広い知見を活かし、2018年からは当社代表取締役会長CEOとして経営全般を統轄しており、引き続き当社の取締役候補者といいたしました。                                |                                                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 2     | き ばら しん いち<br>木 原 伸 一<br>(1960年6月18日)                                                                                                                        | 1984年4月 三井物産株式会社入社<br>2007年4月 同社ファッション事業部ブランドマーケティング事業室長<br>2011年8月 三井物産インターファッション株式会社 代表取締役社長<br>2015年6月 三井物産株式会社コンシューマーサービス事業本部<br>ファッションビジネス事業部長<br>2022年1月 MNインターファッション株式会社 代表取締役社長<br>2024年7月 同社 常勤顧問<br>2024年12月 当社顧問<br>2025年6月 当社代表取締役社長COO（現任） | 6,433株      |
|       | 【選任理由】<br>木原伸一氏を取締役候補者とした理由は、総合商社における豊富な経験と実績に加え、企業の経営トップとしての卓越した見識を有しており、2025年からは当社代表取締役社長COOとして強いリーダーシップにより当社における様々な経営戦略を主導していることから、引き続き当社の取締役候補者といいたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                         |             |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                            | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略 歴<br>(地位及び担当並びに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                                                                                    | なが しま き よし<br>長 島 希 吉<br>(1967年10月29日) | 1990年4月 当社入社<br>2012年10月 当社ライセンス事業部長<br>2013年6月 当社執行役員ライセンス事業部長<br>兼東日本地区営業統轄<br>2015年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長兼<br>東日本地区営業統轄<br>2016年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長兼<br>営業統轄<br>2018年4月 当社取締役常務執行役員事業戦略室長兼営業統<br>轄<br>2018年6月 当社代表取締役社長COO<br>兼事業戦略室長<br>2023年4月 当社代表取締役社長COO<br>兼アパレル事業本部長<br>2025年6月 当社取締役副社長<br>兼アパレル事業本部長<br>兼東京本社店長(現任) | 15,942株     |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>           長島希吉氏を取締役候補者とした理由は、当社での豊富な実務経験と実績を活かし、2018年より当社代表取締役社長COOとして経営を統括、2025年7月からは、取締役副社長として社長を補佐するとともに、アパレル事業本部長としてアパレル事業の経営を統轄しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴<br>(地位及び担当並びに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | さわだ しんじろう<br>澤田 眞治郎<br>(1954年9月3日)                                                                                                                                                                                                                                         | 1977年4月 三井物産株式会社入社<br>2004年6月 同社アパレル事業部長<br>2013年4月 同社執行役員中国総代表<br>2015年4月 同社常務執行役員中国総代表<br>2016年6月 エームサービス株式会社常勤監査役<br>2018年6月 当社社外取締役(現任)                                                                                                        | －株          |
|       | <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>澤田眞治郎氏を社外取締役候補者とした理由は、総合商社における企業経営の豊富な経験と実績があり、また、アパレルファッションビジネスに従事してきた専門的知識と見識を有していることから、当社の持続的な企業価値向上を目指すにあたり、当該知見を活かして経営戦略について専門的な観点で貢献していただくこと、及び客観的・中立的立場で当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言・監督いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役候補者となりました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
| 5     | ふじ いたくや<br>藤井 卓也<br>(1945年7月5日)                                                                                                                                                                                                                                            | 1968年4月 日本銀行入行<br>1995年5月 同行政策委員会室長<br>1997年5月 同行発券局長<br>1998年12月 株式会社日本債券信用銀行頭取<br>2001年4月 米国 マーシュ・アンド・マクレナン社アジア代表<br>2004年4月 米国 プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン代表CEO<br>2012年6月 公益財団法人下中記念財団理事長<br>2018年1月 CPグループ 正大光明集团有限公司上級顧問(現任)<br>2021年6月 当社社外取締役(現任) | －株          |
|       | <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>藤井卓也氏を社外取締役候補者とした理由は、日本銀行において日本経済の持続的な成長に貢献してきた幅広い見識やグローバル企業での豊富な経営経験と国際感覚を有していることから、当社の持続的な企業価値向上を目指すにあたり、当該知見を活かしてコーポレートガバナンスの強化に貢献していただくこと、及び当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言・監督いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役候補者となりました。</p>                |                                                                                                                                                                                                                                                    |             |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏は社外取締役候補者であります。
3. 澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏は現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって澤田眞治郎氏が8年、藤井卓也氏が5年であります。
4. 当社は澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏との間で、法令の定める額を限度に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 浅見雄輔氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                             | 略歴<br>(地位及び重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 浅見雄輔<br>(1965年8月13日)                                                                                                                                                                                     | 1995年4月 弁護士登録<br>浅見昭一法律事務所（現あさみ法律事務所）入所<br><br>2000年6月 あさみ法律事務所 パートナー（現任）<br>2008年4月 日本弁護士連合会調査室 室長<br>2008年7月 学校法人昌平学園 監事（現任）<br>2012年10月 東京地方裁判所民事調停官<br>2020年6月 WDBココ株式会社社外監査役（現任）<br>2022年6月 当社社外監査役（現任）<br>2023年9月 医療法人社団下田緑真会 監事（現任） | －株          |
| <b>【選任理由】</b><br>浅見雄輔氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として長年にわたり企業法務全般に関する高度な専門知識と豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役候補者としたしました。なお、同氏は過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。 |                                                                                                                                                                                                                                            |             |

- (注) 1. 浅見雄輔氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 浅見雄輔氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 当社は浅見雄輔氏との間で、法令の定める額を限度に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。  
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。浅見雄輔氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
 5. 浅見雄輔氏は現在、当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

本定時株主総会の決議事項である、取締役・監査役選任議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の各取締役・監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

当社は、当社取締役会が備えるべきスキルを、① 企業経営、② 営業・企画・マーケティング、③ 財務・会計・税務、④ IT・デジタル、⑤ 法務・コンプライアンス・リスク管理、⑥ グローバル経験、⑦ 人事労務・ダイバーシティ・環境・社会貢献、と設定しております。

|     | 氏名     | 役職位            | 企業経営 | 営業・企画・マーケティング | 財務・会計・税務 | IT・デジタル | 法務・コンプライアンス・リスク管理 | グローバル経験 | 人事労務・ダイバーシティ・環境・社会貢献 |
|-----|--------|----------------|------|---------------|----------|---------|-------------------|---------|----------------------|
| 取締役 | 山田 幸雄  | 代表取締役会長<br>CEO | ○    | ○             | ○        |         | ○                 | ○       | ○                    |
|     | 木原 伸一  | 代表取締役社長<br>COO | ○    | ○             | ○        | ○       | ○                 | ○       | ○                    |
|     | 長島 希吉  | 取締役副社長         | ○    | ○             | ○        | ○       | ○                 |         | ○                    |
|     | 澤田 眞治郎 | 社外取締役          | ○    |               |          |         | ○                 | ○       | ○                    |
|     | 藤井 卓也  | 社外取締役          | ○    |               |          | ○       | ○                 | ○       | ○                    |
| 監査役 | 坂入 吾一  | 常勤監査役          | ○    |               | ○        | ○       | ○                 |         | ○                    |
|     | 平居 新司郎 | 社外監査役          | ○    |               | ○        |         | ○                 |         | ○                    |
|     | 浅見 雄輔  | 社外監査役          | ○    |               | ○        |         | ○                 |         | ○                    |

(注) 上記一覧表は、各取締役・監査役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                | 略歴<br>(地位及び重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| たか い ま さ はる<br>高井晶治<br>(1965年5月1日)                                                                                                                                                                                          | 1993年10月 中央監査法人(後のみすず監査法人)<br>京都事務所入所<br>1997年4月 公認会計士登録<br>2004年7月 中央青山監査法人(後のみすず監査法人) パートナー<br>2007年3月 京都監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) パートナー<br>2019年7月 日本公認会計士協会京滋会副会長<br>2023年7月 高井晶治公認会計士事務所開設、代表(現任)<br>2024年6月 株式会社ファルコホールディングス社 外取締役<br>2025年2月 ひかり監査法人経営機能監督委員(現任)<br>2025年6月 株式会社ファルコホールディングス社 外取締役(常勤監査等委員)(現任) | 一 株        |
| <b>【選任理由】</b><br>高井晶治氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的知見および他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識を有しており、客観的かつ適切な監査を行っていただけと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |

- (注) 1. 高井晶治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 高井晶治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 高井晶治氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で法令の定める額を限度に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。高井晶治氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## <株主提案（第4号議案から第11号議案まで）>

第4号議案から第11号議案までは、株主様からのご提案によるものであります。

なお、以下に記載の「議案の要領」及び「提案の理由」は、提案株主様から提出された書面の内容を原文のまま記載しております。

### 第4号議案 定款一部変更の件

#### (1) 議案の要領

現行の定款を、以下の条文に変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（剰余金の配当等）</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。</p> <p>3 当社は、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会によっては定めない。</u></p> <p>4 配当金は、当社がその支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> | <p>（剰余金の配当等）</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>3 配当金は、当社がその支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> |

## (2)提案の理由

剰余金の配当は、株主の基本的な権利である利益配当請求権に関連する極めて重要な事項であり、本来は会社の所有者である株主が株主総会において決定すべきものである。

しかし、当社の現行定款は、剰余金の配当等について株主総会の決議では定めないとしており、株主から剰余金処分に関する直接的な提案・決定の機会を完全に排除している。この規定により、資本政策や株主還元に関する経営陣の裁量が過度に大きくなり、株主の意思を適切に経営に反映させることが困難となっている。

株主総会においても剰余金の配当等を決議できるように同項を削除することは、株主と会社との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンスを強化するものである。

そこで、株主が最適な株主還元策を直接判断し、企業価値の向上を図れる仕組みを回復するため、定款変更を提案する。

## (3)取締役会の意見

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

## (4)反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元の充実が重要な経営課題であることを十分に認識しており、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

また、株主の皆様との対話を通じて、資本政策に関する考え方や判断基準の透明性を高めることの重要性についても強く認識しております。この観点から、当社は、安定配当の指標といたしましては、配当性向40%を1つの基準としております。上記方針に基づき、2026年3月期の配当金につきましては、1株につき普通配当18円を予定しております。

一方で、配当を含む資本政策は、当該事業年度の利益のみで機械的に決定すべきものではなく、将来の成長投資、事業環境の変化、キャッシュ・フロー創出力、運転資本の状況、財務健全性、配当の継続可能性等を総合的に勘案して判断すべきものです。

当社グループは、アパレル事業における商品力・ブランド力の強化、店舗開発、既存ショップの活性化、デジタル施策の強化、生産・在庫管理の高度化や新規事業の検討など、中長期的な収益基盤の強化に向けた取り組みを進めております。また、不動産事業についても、新規物件の取得、保有資産の有効活用および維持・更新に継続的な資金需要が存在します。

このような状況において、本株主提案は、経営環境や投資機会の変化に応じた柔軟な経営資源の配分を妨げ、結果として中長期的な企業価値の向上を損なうおそれがあります。

当社としては、株主還元の充実と将来の成長投資の両立を図り、適切な経営資源の配分を実現するためには、配当の水準や方法を、取締役会が最新の事業環境および財務状況を踏まえて機動的に判断することが必要であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第5号議案 剰余金の処分の件

### (1)議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、議案1「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とするものである。

本議案は、本定時株主総会において当社代表取締役が剰余金の処分に関する議案を提出する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

### ア 配当財産の種類

金銭

### イ 1株当たり配当額

金66円から、本定時株主総会において、当社代表取締役が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社代表取締役が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金66円）

### ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき上記イの1株当たりの配当額（配当総額は、1株当たりの配当額に2026年3月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

### エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

（当社注）上記の「議案1」とは、第4号議案のことを指しております。

### (2)提案の理由

当社は、中核事業であるアパレル事業が構造的な逆風に直面する一方で、不動産事業では引き続き安定的かつ予測可能な収益を生み出している。その結果、中核事業の資金ニーズが限定的であること、不動産事業が継続的かつ比較的安定したキャッシュフローを提供することから、当社は約103億円の多額の現金を保有し、約32億円の投資有価証券（当社の純資産の約60%に相当）を保有している。

こうした要因により純資産が過剰に蓄積され、その結果、過去10年間、当社のROEは毎年5%を下回っている。ROEを改善するためには、積極的な資本政策を通じて意図的に純資産を削減する必要がある。

そこで、提案株主は、累進的かつ持続可能な配当方針を確保する株主還元策を採用すべきであることから、自己資本配当率（DOE）5％に相当する最低配当として、66円を今期の配当額とする剰余金の処分の実施を提案する。

### (3)取締役会の意見

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

### (4)反対の理由

当社は、株主還元の充実が重要な課題であることを十分認識しており、安定的かつ継続的な配当を実施する方針としております。

もっとも、配当水準は、単年度の利益水準のみならず、将来の事業展開に必要な資金需要、営業キャッシュ・フローの安定性、財務健全性、経済環境の変化等を踏まえ、持続可能性を重視して決定されるべきものです。

本議案は、当社に対して1株当たり66円の配当を求めるものですが、これは当社の当期純利益との比較においても相応に高い水準であり、将来的な景気変動や事業環境の悪化局面において、安定配当を維持するうえでの柔軟性を大きく損なう可能性があります。

当社は、DOE等の指標が資本効率を評価する一つの参考となり得ることは認識しておりますが、当該指標は企業の実態や将来の資金需要を単独で十分に反映するものではなく、配当政策を当該指標のみに基づいて決定することは適切ではないと考えております。

配当は一時的に引き上げることよりも、継続的に維持可能であることが重要であり、当社としては、株主還元と内部留保のバランスを中長期的観点から慎重に判断する必要があると考えております。

当社は、2025年3月期においても、安定配当の方針に基づき18円の期末配当を実施しており、今後も業績および資本政策を総合的に勘案しながら、株主の皆様への還元充実に努めてまいります。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、当該提案の提案理由では、「約32億円の投資有価証券（純資産の約60％に相当）を保有している」旨の記載がございますが、実際には、2026年3月末日現在で、投資有価証券（政策保有株式）の純資産比率は約16％であることを申し添えます。

## 第6号議案 定款一部変更の件（剰余金の処分等の決定機関に関する変更）

### 1. 議案の要領

現行定款第47条を以下の通り変更する。

（現行）第47条第3項 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

（変更案）第47条第3項 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議のほか、株主総会の決議によっても定めることができる。

### 2. 提案の理由

現行定款第47条第1項は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる旨を定め、同条第3項は、当該事項を株主総会の決議によっては定めない旨を明記しています。しかし、資本配分に関する重要事項については、株主が必要に応じて株主総会で意思表示できる余地を残すべきです。

また、貴社は過大な自己資本により資本効率が低下し、株価のPBR 1倍割れが常態化しています。資本政策に係る重要な決定である剰余金の配当や自己株式の取得等について、株主の意思を直接反映できる体制を構築し、コーポレート・ガバナンスを向上させるため、本定款変更を提案します。なお、本議案は後記第2号議案及び第3号議案の前提となるものです。

（当社注）上記の「第2号議案及び第3号議案」とは、第7号議案及び第8号議案のことを指しております。

### 3. 取締役会の意見

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

### 4. 反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元の充実が重要な経営課題であることを十分に認識しており、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

また、株主の皆様との対話を通じて、資本政策に関する考え方や判断基準の透明性を高めることの重要性についても強く認識しております。この観点から、当社は、安定配当の指標といたしましては、配当性向40%を1つの基準としております。上記方針に基づき、2026年3月期の配当金につきましては、1株につき普通配当18円を予定しております。

一方で、配当を含む資本政策は、当該事業年度の利益のみで機械的に決定すべきものではなく、将来の成長投資、事業環境の変化、キャッシュ・フロー創出力、運転資本の状況、財務健全性、配当の継続可能性等を総合的に勘案して判断すべきものです。

当社グループは、アパレル事業における商品力・ブランド力の強化、店舗開発、既存ショップの活性化、デジタル施策の強化、生産・在庫管理の高度化や新規事業の検討など、中長期的な収益基盤の強化に向けた取り組みを進めております。また、不動産事業についても、新規物件の取得、保有資産の有効活用および維持・更新に継続的な資金需要が存在します。

このような状況において、本株主提案は、経営環境や投資機会の変化に応じた柔軟な経営資源の配分を妨げ、結果として中長期的な企業価値の向上を損なうおそれがあります。

当社としては、株主還元の充実と将来の成長投資の両立を図り、適切な経営資源の配分を実現するためには、配当の水準や方法を、取締役会が最新の事業環境および財務状況を踏まえて機動的に判断することが必要であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第7号議案 剰余金の処分の件

### 1. 議案の要領

第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、第79期の期末配当として、2026年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、当会社普通株式1株につき金86円を金銭で配当する。なお、効力発生日は本定時株主総会開催日の翌営業日とする。

(当社注) 上記の「第1号議案」とは、第6号議案のことを指しております。

### 2. 提案の理由

貴社はPBR1倍割れの状態が継続しており、資本市場との対話の観点からも、明確かつ相応の株主還元方針を示す必要があると考えます。貴社のPBR1倍割れおよび過大な自己資本を解消し、ROEを向上させるためには、株主還元を抜本的に強化する必要があります。資本コストを意識した経営を実践し、株主価値の最大化を図るため、DOE6%を下限とする配当を提案します。現時点での最新の決算資料である2025年12月31日時点の貸借対照表ベースでは、1株当たり86円の配当が導かれます。

2026年3月末時点の株価1,148円を前提とすると、1株86円配当は配当利回り約7.50%に相当し、PBR1倍割れの是正、過大な自己資本の解消およびROE向上に資すると考えます。

### 3. 取締役会の意見

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

### 4. 反対の理由

当社は、株主還元の充実が重要な課題であることを十分認識しており、安定的かつ継続的な配当を実施する方針としております。

もともと、配当水準は、単年度の利益水準のみならず、将来の事業展開に必要な資金需要、営業キャッシュ・フローの安定性、財務健全性、経済環境の変化等を踏まえ、持続可能性を重視して決定されるべきものです。

本議案は、DOE6%を下限とする配当を前提としており、短期的には株主還元の強化として評価し得る一方で、将来的な事業環境の変化や投資機会の拡大に十分対応できなくなるおそれがあります。

当社は、DOE等の指標が資本効率を評価する一つの参考となり得ることは認識しておりますが、当該指標は企業の実態や将来の資金需要を単独で十分に反映するものではなく、配当政策を当該指標のみに基づいて決定することは適切ではないと考えております。

当社としては、配当は一度引き上げた後に減配した場合の株主への影響も大きいことから、単一指標により固定化することなく、企業の実態に即した総合判断が必要であると考えております。

当社は、株主還元の充実を継続的に検討しつつも、事業の持続的成長と財務基盤の安定を両立させる方針であり、将来にわたる安定配当の維持可能性を重視しております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第8号議案 自己株式取得の件

### 1. 議案の要領

第1号議案が原案通り承認可決されることを条件として、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下の内容で自己株式を取得する。

- (1) 取得する株式の種類：普通株式
- (2) 取得する株式の総数：3,000,000株を上限とする
- (3) 株式の取得価額の総額：3,000,000,000円（30億円）を上限とする
- (4) 取得期間は本定時株主総会終結の時から2027年3月31日までとする
- (5) 取得方法は、東京証券取引所における市場買付け、立会外買付取引その他法令上許容される方法とする

（当社注）上記の「第1号議案」とは、第6号議案のことを指しております。

### 2. 提案の理由

2026年3月期第3四半期決算短信の数値と2026年3月末時点の株価1,148円を基準にすると、貴社のPBRは0.80倍、BPSは1,435円、ROEは3.15%となります。さらに、賃貸等不動産の含み益（税引後）を考慮した修正BPSは1,773円、修正PBRは0.65倍となり、この修正BPSを大きく下回る株価での自己株式取得は、1株当たり価値の向上に合理性があります。

仮に1株当たり1,148円の価格で、30億円・261万株程度の自己株式取得を行った場合、EPSは45円から54円へ、BPSは1,435円から1,492円へ、ROEは3.15%から3.62%へ改善されます。

以上から、現在の株価水準(PBR 1倍以下)での自己株式の取得は、BPS、EPS、およびROEを永続的に向上させる極めて合理的な資本政策であり、株価PBR 1倍割れの解消に直結し、資本効率の改善および株主価値向上に資すると考えます。

### 3. 取締役会の意見

**当社取締役会は、本議案に反対いたしません。**

### 4. 反対の理由

当社は、自己株式取得が株主還元の有効な手段の一つであり、資本効率の向上に資する可能性があることを認識しております。

他方で、自己株式取得は、その実施の可否、規模および時期について、株価水準、資金余力、将来の投資需要、事業環境の不確実性等を総合的に勘案したうえで判断すべきものです。

当社グループは、アパレル事業における商品力・ブランド力の強化、店舗開発、既存ショップの活性化、デジタル施策の強化、生産・在庫管理の高度化や新規事業の検討など、中長期的な収益基盤の強化に向けた取り組みを進めております。また、不動産事業についても、新規物件の取得、保有資産の有効活用および維持・更新に継続的な資金需要が存在します。

本議案は、取得株数、取得総額および取得期間をあらかじめ具体的に定めるものであり、将来の状況変化にかかわらず一定の枠組みで自己株式取得を実施することを前提とする内容となっています。このような固定的な枠組みは、当社がその時点における最適な資本配分を判断する余地を制約し、結果として資本効率の向上ではなく、財務運営の柔軟性を損なう可能性があります。

当社取締役会としては、自己株式取得の是非については、将来の投資機会や資金需要とのバランスと足元の事業環境を踏まえ、その都度最適なタイミングと規模を判断することが、株主共同の利益に資するものと考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第9号議案 定款一部変更の件（自己株式の消却）

### 1. 議案の要領

定款に以下の条文を新設する。

「（自己株式の消却）

第48条 当社は、毎事業年度末日において保有する自己株式について、株主価値の向上及び資本効率の改善の観点から、会社法第178条に基づき、取締役会の決議により、その全部又は一部を、当該事業年度に関する定時株主総会終結後、速やかに消却するものとする。」

### 2. 提案の理由

自己株式の消却は、発行済株式総数を減少させ、1株当たり価値の希薄化リスクを永久的に排除する重要な資本政策です。

当社が8,828,515株（発行済株式総数の35.64%）という多額の自己株式を継続保有することは、将来の市場放出による希薄化懸念を生じさせるだけでなく、保身目的での第三者割当その他の資本政策に利用される懸念も生じさせます。取締役会設置会社における自己株式の消却数の決定は会社法上取締役会決議事項であるため、本議案は、株主総会が直接消却数を決定するものではなく、定款により、取締役会に対して自己株式の消却を行うべき基本方針を定めるものです。よって、上記の定款変更を提案します。

なお、本条項が導入された場合、当社が毎事業年度末日に保有する自己株式は、当該事業年度に関する定時株主総会終結後、取締役会の決議により速やかに消却されることとなります。

### 3. 取締役会の意見

**当社取締役会は、本議案に反対いたしません。**

#### 4. 反対の理由

当社は、自己株式の消却が1株当たり価値の向上に資する場合があることを認識しております。また、将来的な株式の希薄化に対する懸念を低減する観点からも、一定の場合には合理的な施策となり得るものと考えております。

しかしながら、自己株式は、将来的な資本業務提携、M&A、組織再編、役員・従業員向けインセンティブ制度等、企業価値の向上に資する多様な活用可能性を有する重要な経営資源でもあります。自己株式の保有および処分のあり方は、その時々々の経営戦略や外部環境に応じて柔軟に検討されるべきものであり、一律に消却を前提とすることが常に最適であるとは限りません。

本議案は、毎事業年度末日に保有する自己株式を原則として速やかに消却することを定款上義務づけるものであり、当社が将来の経営戦略に応じて自己株式を機動的に活用する余地を著しく制約するものです。

当社としては、自己株式の消却の可否および範囲は、当社の資本政策全体の中で、その時点の事業環境や経営課題を踏まえ、個別具体的に判断すべきであると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第10号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の縮減）

### 1. 議案の要領

現行定款に以下の条文を新設する。

〔（政策保有株式の縮減）

第49条 当社は、純投資目的以外の目的で保有する上場株式の貸借対照表計上額の合計額が、各事業年度末日において、連結純資産額の10%を超えないものとする。〕

### 2. 提案の理由

貴社の投資有価証券は純資産に対し15.38%(2025年12月末時点)を占めていますが、配当利回りは資本コスト(WACC)を下回っており、著しく資本効率を悪化させています。株式市場の変動リスクを排除し、ROEの向上およびガバナンスの正常化を図るため、定款において政策保有株式の保有上限を明記すべきです。

### 3. 取締役会の意見

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

### 4. 反対の意見

当社は、政策保有株式について、その保有意義や資本効率の観点から継続的に見直しを行い、必要に応じて縮減を進めることが重要であると認識しております。この観点から、当社は、保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業からの情報収集や安定的な取引関係の維持、強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有株式を戦略的かつ限定的に保有することを基本方針としており、戦略上の判断は適宜見直しを行い、意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を図る方針としております。

また、毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証した上で、継続保有の是非を検討し、これを反映した保有の目的等について対外的に具体的な説明を行うものとしております。

政策保有株式に係わる議決権の行使に当たっては、当社との取引関係の維持・強化等を通じて、当社の企業価値向上に資するかどうかの観点から議決権行使を行うことを議決権行使の基準としております。

もっとも、政策保有株式の保有意義は、個別銘柄ごとに、取引関係の維持・強化、事業上のシナジー、情報収集機能、安定的な取引基盤の確保等、様々な観点から総合的に判断されるべきものであり、単一の数値基準によって一律に管理することは適切ではありません。

数値基準を定款により固定化することは、個別事情を反映した機動的な売却・保有判断を困難にし、かえって中長期的な企業価値の向上を阻害する可能性があります。

当社としては、政策保有株式については、形式的な基準による一律管理ではなく、保有意義の検証と必要に応じた縮減を継続することが適切であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第11号議案 買収防衛策撤廃の件

### 1. 議案の要領

2025年6月の定時株主総会において決議された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を、本定時株主総会の終結の時をもって廃止する。

### 2. 提案の理由

買収防衛策はガバナンス不全と経営陣の保身の象徴であり、株主からプレミアム付きの価格で株式を売却する機会を奪うものです。真の買収防衛策は高い資本効率と適正な株価形成の実現に他ならず、買収防衛策を撤廃することが、東京証券取引所が求める「資本コストや株価を意識した経営」に合致します。

### 3. 取締役会の意見

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

### 4. 反対の理由

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）は、特定の買収者を一律に排除することを目的とするものではなく、株主の皆様が十分な情報と検討時間を確保したうえで適切な判断を行えるようにすること、ならびに企業価値を毀損するおそれのある買収に対して必要かつ相当な範囲で対応することを目的として、当社の株主総会での承認を経て導入されております。

本方針の運用における恣意性の排除については、高度な専門性と公共的責任を担ってきた経験を有する外部有識者（社外取締役等）で構成される独立委員会の勧告を最大限尊重する仕組みを設けており、経営陣の地位保全のために制度が不当に利用される余地を実効的に遮断しております。また、対抗措置の発動に際しては、株主意思確認総会を開催する手続きを導入しており、最終的には株主の意思が反映される構造となっております。

本議案のように、これらの制度設計や運用実態を踏まえた検証を行うことなく、一律に買収防衛策を廃止することは、結果として株主が十分な情報を得る機会や検討時間を確保する仕組みを失わせることにつながりかねません。

当社としては、買収防衛策の要否は、制度の透明性、運用の適正性、当社を取り巻く事業環境等を踏まえて慎重に判断されるべきであり、一律の廃止が直ちに株主共同の利益の向上につながるものではないと考えております。

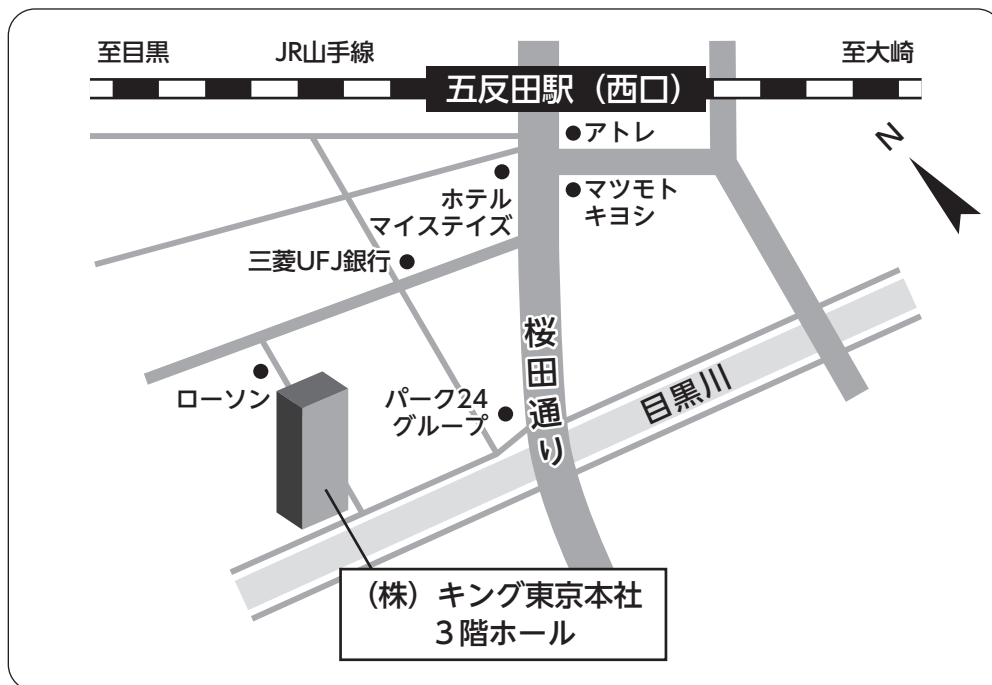
したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区西五反田2丁目14番9号  
(株) キング東京本社 3階ホール



交通

J R山手線「五反田」駅下車 西口より徒歩約5分  
都営浅草線「五反田」駅下車 A2出口より徒歩約3分  
東急池上線「五反田」駅下車 徒歩約6分

※駐車場の用意は致しておりませんので、お車でのお来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。  
※株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。